

アーク溶接特別教育講習の修了証についてのお知らせ

令和8年4月1日より、当協会が発行するアーク溶接特別教育講習の修了証がカード化されます。これに伴い修了証発行に係る手続きが変わります。

当協会では、労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条並びに労働省告示第92号（安全衛生特別教育規定）第4条に基づき、アーク溶接特別教育講習を実施しています。この特別教育講習では3日間コースと2日間コースを設定しています。3日間コースでは、学科11時間、実技10時間の全ての教育を行います。2日間コースでは、学科11時間、実技2時間の教育を行い、残り8時間の実技教育は所属事業所等で実施して頂く設定となっています。

修了証の発行について

アーク溶接特別教育では、学科教育11時間、実技教育10時間が義務づけられています。これら全ての教育を修了した方に修了証を発行します。

修了証の発行の要件等は以下のとおりです。

- ①3日間コースを受講修了した方に修了証を発行します。発行日は講習最終日になります。
- ②2日間コースを受講修了し、8時間の実技教育を実施したことを証明する書類（実技教育実施証明書／様式第8号）を本講習受講後1ヶ月以内に提出した方に修了証を発行します。
 - ・2日間コース受講時に8時間の実技教育を終えている方は、受講日までに実技教育実施証明書を提出して下さい。発行日は講習最終日となります。
 - ・受講時に8時間の実技教育を終えていない方は、受講後1ヶ月以内に実技教育を受けて実施証明書を提出して下さい。発行日は講習最終日の1ヶ月後になります。
- ③修了証は受講者本人に郵送でお届けします。郵送には発行日から2週間程度かかります。

受講後1ヶ月以内に実技教育実施証明書を提出できない場合

- ①2日間コース受講後1ヶ月以内に実技教育実施証明書の提出がない方には、アーク溶接特別教育受講履歴証明書（様式第9号）を発行します。
- ②受講後3年以内に受講履歴証明書と実技教育実施証明書を添えて、様式第5-2号により修了証の交付申請された方に修了証を発行します。（別途交付手数料が掛かります）
受講履歴証明書（様式第9号）の実技教育実施証明欄に証明がある場合には、実技教育実施証明書（様式第8号）は不要です。
- ③受講後3年経過後は、再交付の場合を除き、新たに修了証は発行できません。
- ④所属事業所等で8時間の実技教育を受けられない方は、3日間コースを受講して下さい。

アーク溶接特別教育
実技教育実施証明書

西暦 年 月 日

一般社団法人長野県溶接協会 理事長 殿

労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条並びに労働省告示第92号(安全衛生特別教育規定)第4条に基づき、下記のとおり実技教育を実施したことを証します。

記

実施責任者	会社名 (学校名) 役職等・氏名			印
教育を受けた者	ふりがな		生年月日	西暦 年 月 日
	氏名			
実技教育 実施記録	科 目	アーク溶接装置の取り扱い及びアーク溶接等の作業の方法		
	実施場所			
	指導員			
	実施日	実施時刻 (時~時)	時 間	備 考
		～	時間	
		～	時間	
	～	時間		
	～	時間		
	～	時間		
	合 計	時間	合計 8時間以上実施	
特記事項				

注意事項

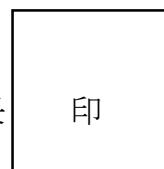
- 1 アーク溶接特別教育は10時間以上の実技教育を義務づけられています。当協会のアーク溶接特別教育講習の2日間コースでは実技教育を2時間実施します。残り8時間は事業者等の責任において実施する必要があります。
- 2 既に8時間以上の実技教育を受けている方は、この実技教育実施証明書に必要事項を記入し、2日間コース受講申込書と一緒に提出して下さい。受講後に郵送で修了証を発行します。
- 3 実技教育が未実施の方は、2日間コース受講後1ヶ月以内に実技教育を実施し実施証明書を提出して下さい。提出後に郵送で修了証を発行します。
- 4 ご記入頂いた個人情報は講習目的以外には使用しません。

アーク溶接特別教育受講履歴証明書

下記のとおり、労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条並びに労働省告示第92号(安全衛生特別教育規定)第4条に基づき、所定の学科教育及び2時間の実技教育を修了したことを証します。

西暦 年 月 日

一般社団法人長野県溶接協会 理事長



印

記

受講者	ふりがな		生年月日	西暦 年 月 日
	氏名			
	現住所	長野県		
	所属 (受講会場)	事業所名等		
実施記録	実施日	科目	時間	
学科教育	令和 年 月 日 ～ 月 日	アーク溶接等に関する知識 アーク溶接装置に関する基礎知識 アーク溶接等の作業の方法に関する基礎知識 関係法令	1時間 3時間 6時間 1時間	
		学科教育合計	11時間	
	実技教育	月 日	アーク溶接装置の取り扱い及びアーク溶接等の作業の方法	2時間
	備考	アーク溶接特別教育は11時間の学科教育と10時間以上の実技教育が義務づけられています。上記の学科教育・実技教育の他、8時間の実技教育は事業者等の責任において実施してください。		

実技教育実施証明欄

労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条並びに労働省告示第92号(安全衛生特別教育規定)第4条に基づき、下記のとおり実技教育を実施したことを証します。

西暦 年 月 日

実施責任者

会社名(学校名)

役職等・氏名

印

記

実技教育 実施記録	科目	アーク溶接装置の取り扱い及びアーク溶接等の作業の方法		
	実施場所			
	実施日	実施時刻(時～時)	時間	備考
		～	時間	
		合計	時間	合計8時間以上必要

アーク溶接特別教育修了証 交付 申請書

一般社団法人 長野県溶接協会 理事長 殿

以下のとおりアーク溶接特別教育修了証を 交付 してください。

申請日	西暦 年 月 日		
申請者	住 所	〒	(電話)
	氏 名		
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、希望する氏名又は通称を記入して下さい		
生年月日	昭和・平成	年 (西暦 年)	月 日
領収証の宛名	・勤務先会社名 ・個人名 (どちらかに○をして下さい)		
修了証の送付先を勤務先とする場合は以下に記入してください (宛名は個人名となります)			
会社名			
所在地	〒		

※ 太線枠内を記入して下さい

【注意事項】

- 1 申請には以下の書類等を添付して下さい。
 - ① 受講履歴証明書(様式 9 号)
 - ② 実技教育実施証明書(様式第 8 号) (①の実技教育実施証明欄に証明がある場合は省略可)
 - ③本人確認のできる書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等) のコピー
(提出された本人確認用書類は修了証発行手続きにおける本人確認のみに使用します。)
- 2 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、戸籍謄本、住民票等その事実を確認できる書類を添付して下さい。

※ 下の枠内は記入しないで下さい

(問い合わせ) 上記申請書により、以下の修了証を 交付 してよいでしょうか。

修了証番号		交付年月日		
住 所		事務局長	書 記	担当者
氏 名				
生年月日				